



令和8年4月1日

(あて先) 高松市長

契約者

印

請 書

次の事項において地方自治法、同法施行令及び高松市契約規則並びに指示事項を遵守の上、お請けします。

契約金額								円
件名	令和8年度屋島山上交流拠点施設利用者支援器具賃貸契約							
契約金額のうち取引に係る消費税額及び地方消費税	厚生労働省が定める身体障害者用物品貸与のため非課税							
履行場所	高松市屋島東町1784-6 屋島山上交流拠点施設内							
履行期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで							
契約保証金額	免除							
支払条件	毎月完了払 (適法の請求書提出後30日以内に支払う。)							

このことについて、地方自治法、同法施行令及び高松市契約規則並びに次の事項を遵守の上、お請けします。

- (履行期限の厳守)
受注者は、履行期限を厳守しなければならない。高松市(以下「発注者」という。)は、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、遅延損害金(年2.5%)を付して、この期限を延長することができる。
- (検査)
発注者の定める検収員の検査に合格しなければならない。
- (保証)
保証期間は、検収後1年とし、この期間中に受注者の責めに帰すべき理由により生じた故障、損傷、減失等については、受注者の負担において取替又は修理するものとする。
- (不当要求行為を受けた場合の措置)
受注者は、高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱に定める不当要求行為を受けた場合は、同要綱第5条第1項及び第6条第1号に定める措置を講ずるものとする。
- (契約の解除等)
次の各号に掲げる場合においては、発注者は契約を解除することができ、かつ、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。
 - 履行期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 不正の行為又はこの契約事項に違反があり、これによって契約の目的を達成することができないとき。
 - 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - 代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき。
 - 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、発注者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (契約外事項)
この請書中に定めのない事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

別表

4月分					円
5月分					円
6月分					円
7月分					円
8月分					円
9月分					円
10月分					円
11月分					円
12月分					円
1月分					円
2月分					円
3月分					円
合計					円